



9月から厚生年金保険の 保険料率が引き上げられます

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。これにより平成28年9月からの厚生年金保険料率は18.182%となり、これを労使折半で9.091%ずつ負担します。具体的な保険料額は下表のとおりとなっています。
※協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。



[表 平成28年9月からの厚生年金保険料額] (単位：円)

等級	標準報酬		報酬月額		全額	折半額
	月額	日額	円以上	円未満	18.182%	9.091%
1	98,000	3,270	円以上	～ 101,000	17,818.36	8,909.18
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	18,909.28	9,454.64
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	20,000.20	10,000.10
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	21,454.76	10,727.38
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	22,909.32	11,454.66
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	24,363.88	12,181.94
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	25,818.44	12,909.22
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	27,273.00	13,636.50
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	29,091.20	14,545.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	30,909.40	15,454.70
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	32,727.60	16,363.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	34,545.80	17,272.90
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	36,364.00	18,182.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	40,000.40	20,000.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	43,636.80	21,818.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	47,273.20	23,636.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	50,909.60	25,454.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	54,546.00	27,273.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	58,182.40	29,091.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	61,818.80	30,909.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	65,455.20	32,727.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	69,091.60	34,545.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	74,546.20	37,273.10
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	80,000.80	40,000.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	85,455.40	42,727.70
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	90,910.00	45,455.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	96,364.60	48,182.30
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	101,819.20	50,909.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	107,273.80	53,636.90
30	620,000	20,670	605,000	～	112,728.40	56,364.20

9月分より変更すべき社会保険料

9月は保険料率の引き上げと共に、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期となります。具体的な手続きとしては、給与から控除する保険料率および標準報酬月額を変更した上で、従業員へ決定された標準報酬月額を通知します。

なお、社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつ支払う給与から控除するのかを確認しておきましょう。

この他、社会保険料に関しては平成28年4月よ

り、健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引き上げられました。また、累計標準賞与額も年間上限額が540万円から573万円に引き上げられています。

そして平成28年10月からは、厚生年金保険の標準報酬月額の下限に1等級（88,000円）が加わることになっています。この変更に関連する人の取扱いについては今後、情報が出てくるかと思いますので、確認の上、給与計算において社会保険料の控除額に誤りがないように注意しましょう。